

派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法(第2版) 改正による変更

頁、行	新	旧
221頁3行	最終改正：平成23年12月22日厚生労働省令152号	最終改正：平成21年12月28日厚生労働省令第170号
221頁左41行	一 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第13項に規定する障害者支援施設の中に設けられた	一 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第12項に規定する障害者支援施設の中に設けられた。
229頁右47行	規則（昭和47年労働省令第41号）様式1号、石綿 障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）様式 第2号又は東日本大震災により生じた放射性物質に より汚染された土壌等を除染するための業務等に係 る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令 第152号）様式第2号によるそれぞれの書面の写しを 作成することにより行わなければならない。	規則（昭和47年労働省令第41号）様式1号又は石綿 障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）様式 第2号によるそれぞれの書面の写しを作成すること により行わなければならない。
230頁左3行	7 派遣元の事業の事業者は、法第45条第10項の規 定により送付を受けた同項の書面を5年間（当該書面 が特定化学物質障害予防規則様式第2号によるもの （同令第40条第2項に規定する業務に係るものに限 る。）、電離放射線障害防止規則様式第1号によるも のである場合（同令第57条ただし書の規定の例によ り同条の機関に引き渡す場合を除く。）又は東日本大 震災により生じた放射性物質により汚染された土壌 等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防 止規則様式第2号によるものである場合（同令第21 条ただし書の規定の例により同条の機関に引き渡す 場合を除く。）にあつては30年間、石綿障害予防規 則様式第2号によるものである場合にあつては当該 労働者が常時当該業務に従事しないこととなつた日 から40年間）保存しなければならない。	7 派遣元の事業の事業者は、法第45条第10項の規 定により送付を受けた同項の書面を5年間（当該書面 が特定化学物質障害予防規則様式第2号によるもの （同令第40条第2項に規定する業務に係るものに限 る。）又は電離放射線障害防止規則様式第1号による ものである場合（同令第57条ただし書の規定の例に より同条の機関に引き渡す場合を除く。）にあつては 30年間、石綿障害予防規則様式第2号によるもので ある場合にあつては当該労働者が常時当該業務に従 事しないこととなつた日から40年間）保存しなけれ ばならない。
230頁左13行	8 法第45条第10項に規定する派遣中の労働者を使 用する事業者とみなされた者は、同条第14項の通知を 、当該派遣中の労働者が受けた健康診断の種類に応じ 、同項の医師又は歯科医師の意見が記載された労働安 全衛生規則様式第5号、有機溶剤中毒予防規則様式第3 号、鉛中毒予防規則様式第2号、4 アルキル鉛中毒 予防規則様式第2号、特定化学物質障害予防規則様式	8 法第45条第10項に規定する派遣中の労働者を使 用する事業者とみなされた者は、同条第14項の通知 を、当該派遣中の労働者が受けた健康診断の種類に応 じ、同項の医師又は歯科医師の意見が記載された労働 安全衛生規則様式第5号、有機溶剤中毒予防規則様式 第3号、鉛中毒予防規則様式第2号、4 アルキル鉛 中毒予防規則様式第2号、特定化学物質障害予防規則

頁、行	新	旧
	<p>第2号、高気圧作業安全衛生規則様式第1号、電離放射線障害防止規則様式第1号、石綿障害予防規則様式第2号又は東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則様式第2号によるそれぞれの書面の写しを作成し、同項の派遣元の事業の事業者に送付することにより行わなければならない。</p>	<p>様式第2号、高気圧作業安全衛生規則様式第1号、電離放射線障害防止規則様式第1号又は石綿障害予防規則様式第2号によるそれぞれの書面の写しを作成し、同項の派遣元の事業の事業者に送付することにより行わなければならない。</p>
233頁左23行	<p>3 法第45条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則、石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の規定を適用する場合における同条第16項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第39条第1項、電離放射線障害防止規則第56条第1項、石綿障害予防規則第40条第1項及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第20条第1項中「雇入れ」とあるのは「雇入れ(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第44条第1項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始)」と、電離放射線障害防止規則第62条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第45条第3項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。)及びその使用する労働者(同法第45条第3項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 法第45条の規定により特定化学物質障害予防規則、電離放射線障害防止規則及び石綿障害予防規則の規定を適用する場合における同条第16項の規定によるこれらの命令の規定の技術的読替えは、特定化学物質障害予防規則第39条第1項、電離放射線障害防止規則第56条第1項及び石綿障害予防規則第40条第1項中「雇入れ」とあるのは「雇入れ(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第44条第1項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供の開始)」と、電離放射線障害防止規則第62条中「事業者及びその使用する労働者」とあるのは「事業者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第45条第3項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。)及びその使用する労働者(同法第45条第3項の規定によりその使用する労働者とみなされる者を含む。)」と読み替えるものとする。</p>